事 務 連 絡 令和2年12月18日

各都道府県 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に必要な契約の締結について

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に当たり、各都道府県及び市区町村におかれては本事業の実施に必要な契約の締結についても、準備を進めていただいているところですが、本事業に関わる契約については、事業の趣旨・目的に照らし、法令の規定により委託等をすることが制限される事務を除き、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第5号の規定に基づき、また、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)が適用される契約については、特例政令第11条第1項の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるものと考えられます。

各都道府県におかれては、上記を参照の上、「「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」について」(令和2年12月8日閣議決定)の趣旨及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の「速やかに住民に対する接種を行う」「接種のために必要な体制を、実際の接種より前に着実に整備する」という目的を踏まえ、個々の契約の具体的な内容を踏まえて随意契約の可否について判断する等、適切に対処いただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、区域内の市区町村に対して、市区町村が本事業の実施のために締結する契約についても上記と同様に、施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき随意契約を締結することができるものであると考えられる旨を速やかに周知願います。

(担当者連絡先)

厚生労働省健康局健康課予防接種室 調査管理係 田中·加藤

電 話:03-5253-1111(2383)